

社説



政府が直接やるべき事業だ

公文書の保存と情報公開は、「車の両輪」であることを忘れてはならない。

公文書の管理、保存、利用のための体制整備について検討してきた細田官房長官の私的懇談会が、報告書をまとめた。

公文書保存

「公文書館なくして民主主義なし」という言葉がある。政府は、国の重要な意思決定について、その記録を保存し、公開することを通じて、将来の国民に対しても説明する責務がある。

報告書を受けて、諸外国と比べ立ち遅れが目立つ公文書館の体制整備に本格的に取り組んでいく必要がある。

省庁が保有する行政文書は、保存期間が一年から最長三十年で、最終年度に

廃棄か、国立公文書館への移管、あるいは保存期限の延長が決まる。

最大の問題は、その判断が、事実上各省庁に委ねられていることだ。廃棄するか国立公文書館に移管するかは、内閣府と省庁の合意によって決まるが、文書の内容を把握しているのは省庁側だ。

各省庁が、自らの判断で保存期間を延長し、保有し続けることも出来る。

このため国立公文書館には、各省庁の重要な政策を記録した文書は、断片的にしか収納されていない。

米国では、上院の助言と同意の下で大統領により任命される国立公文書館長が、公文書館へ移管する文書を決定している。公文書保存に取り組む姿勢が、日本とは根本的に異なる。

懇談会の報告書は、国立公文書館法の改正を視野に入れ、一定の文書については廃棄を認めず、すべて公文書館に移管することも検討すべきだとしている。

改革の第一歩だが、趣旨を徹底させるためには、公文書館の根本的な変革が必要だろう。

国立公文書館は、総理府の付属機関だったが、行政改革の一環で、二〇〇一年四月から独立行政法人に移行した。公文書館に移管する文書について、かつては省庁と直接協議を行っていたが、現在は内閣府の求めに応じて間接的に意見を述べなければならない。

文書保存の重要性を踏まえれば、国立公文書館を、強力な権限を持つ国の機関として再編し、司法、立法の分野も含めた公文書の収集を進めていくべきだ。

報告書では、文書を評価する専門家の育成や、重要な行政文書を一時的に集中管理する「中間書庫」の創設などを提案している。国立公文書館を独立行政法人から元に戻し、新たな権限を与え、これからの提言も生かされる。

公文書保存体制の抜本的な改革を進めて行かなければならない。